

「流域タイムラインの作成・活用」と 「WEB会議ツールによる危機感の共有」の推進

防災・減災プロジェクト第2弾(重点推進施策)

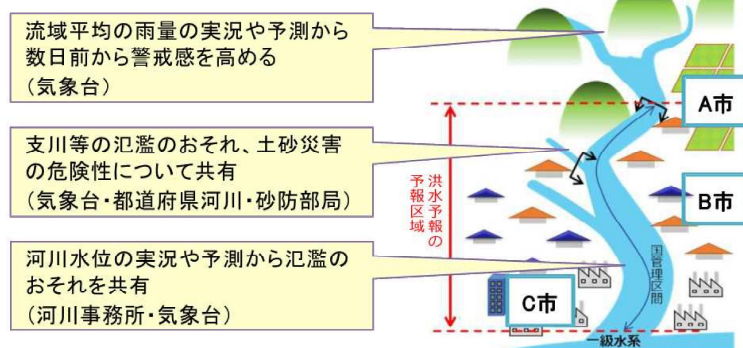
＜河川・気象の行動のきっかけとなる情報をまとめた流域タイムラインを作成・活用！＞

- 河川・気象情報の提供やこれを受けた市区町村による避難情報の発令など基本的な行動を時系列で整理するタイムラインを、流域などの単位で作成。
- 河川の増水・氾濫時の更なる円滑な防災対応や訓練等に活用することで振り返りによる改善を実施。(不断の改善により防災対応をブラッシュアップ)

＜台風接近時等のWEB会議ツールによる危機感の共有を実施！＞

- 市区町村による避難情報発令などの防災対応を支援するため、河川事務所、気象台のほか、都道府県の河川・砂防部局とも連携し、WEB会議ツールを活用することで防災情報や危機感の共有、流域自治体の対応状況等を関係者で一斉に共有

■ 流域タイムラインのイメージ



■ 水害対応タイムラインと法定計画との関係

領域	法定計画等 (策定主体)	タイムライン
流域	国土交通省防災業務計画等 (地方整備局等、事務所等)	流域タイムライン
市区町村	地域防災計画 (市区町村)	市区町村タイムライン
地区	地区防災計画 (自治会、自主防災組織)	コミュニティ タイムライン
個人、 事業者等	避難確保計画(要配慮者利用施設) 個別避難計画(要配慮者)	マイ・タイムライン

階層的かつ相互に連携

流域タイムラインの策定・活用

＜背景＞

令和3年 5月 災害対策基本法の改正
⇒「避難勧告」「避難指示」の一本化

令和3年10月 国土交通省防災業務計画の見直し
⇒「(従来の)避難情報に着目した水害対応タイムラインを複数の市区町村を対象とした**流域タイムライン**に見直すこととする。」

＜定義＞

流域タイムラインは、河川事務所等が、その管理する河川の流域を対象に、河川・気象情報をもとに発表する洪水予報など、自らの基本的な防災行動を時系列で確認、災害後の振り返りに用いることを目的とするものである。

＜作成・活用・見直し＞

- 規定すべき【必須】かつ【基本】の項目を軸に、地域の特性等に応じて項目を適宜追加する。【表1】
- 毎年、出水期前を基本として市町村等の関係機関と確認を行うとともに、洪水対応に関する演習・訓練等の際に活用する。
- 確認された課題は関係者と認識共有をしつつ随時見直しを行う。
- 災害時に活用するとともに、災害後は振り返りや見直しを行うものとし、市町村等の関係者との認識共有を図るため、大規模氾濫減災対策協議会(専門部会含む)で議論する。

流域タイムラインの策定・活用

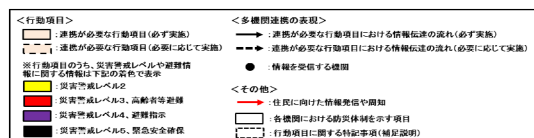
【表1】河川事務所等として規定すべき行動

	基 本	条件を満たす場合（括弧内に条件を付記）
必 須	➤ 数日前からのWEB会議ツールによる危機感の共有 ➤ 当日の洪水予報・水位到達情報、水防警報の発表・伝達 ➤ 氾濫のおそれ、氾濫発生・切迫に関する情報伝達（ホットライン）	➤ 河川管理施設の操作により、支川氾濫や内水により明らかに浸水が発生することが見込まれる情報やその伝達 個別対応区域の避難のための情報洪水予報の予報区域内に個別に対応する区域があり、河川事務所等がホットライン等を行うこととしている場合 ➤ ダムの放流等の情報 （本川ダムなど著しい影響のある場合） ➤ その他、河川からの氾濫のおそれにより、避難が必要な地域の避難指示や避難行動に関わる連絡 （必要に応じて） ➤ 流域警戒ステージ（仮称）あるいはこれに類するもの※ （すでに流域警戒ステージ等を設定している場合） ※警戒レベルや相当情報とは別に、危機感について段階を定めるもの
推 奨	➤ 流域警戒ステージ（仮称）あるいはこれに類するもの ※警戒レベルや相当情報とは別に、危機感について段階を定めるもの ➤ 排水ポンプ車の配備等	➤ 個別対応区域の避難のための情報 洪水予報の予報区域内に個別に対応する区域があり、市区町村や自治会等が自ら判断することとしている場合 【必要に応じて】 ➤ 水門等の操作員への出動 ➤ 退避指示・維持業者・流観業者等への出動・退避指示 ➤ 災害協定業者（建設業協会、測量協会等）への連絡

黒部川流域 流域タイムライン
(愛本、愛本（下流）流量観測所)

[illegible]

黒部川流域 流域タイムライン
(愛本、愛本（下流）流量観測所)

[illegible]